

尼崎市自転車のまちづくり推進条例を公布する。

平成29年3月9日

尼崎市長

稲村和美

尼崎市条例第1号

尼崎市自転車のまちづくり推進条例

私たちのまち尼崎は、高低差が少ない平坦な地形であるという地理的特徴に加え、市域全体の市街化が進んだことにより、道路網が整備され、多くの鉄道の駅、商業施設、医療施設、福祉施設、官公庁施設等がコンパクトに立地しているなど、自転車の利用に適した環境が整っているため、市民の身近で手軽な交通手段として、自転車が多く利用されています。

しかし、その一方で、自転車の利用に関する事故や自転車に関する犯罪、放置自転車の問題が発生するなど、自転車の利用等に関する課題が顕在化しました。これらの課題は、昨今、市、市民、事業者等による長年の地道な取組によって少しずつ解決が図られていますが、私たちは、今後もより一層これらの課題の解決に向けて努力していく必要があります。この努力とともに、私たち一人ひとりが、自転車を、その利便性だけでなく、経済的、環境的、健康的な効用といった魅力を再認識して利用することにより、自転車が単なる交通手段にとどまらず、様々な魅力を生み出すものとして親しまれ、ひいては子どもから高齢者までの全ての市民等が安全と安心を実感することができる尼崎のまちづくりに大きく貢献するものと考えます。

ここに、私たちは、市、市民、事業者等が相互に協力して、本市の区域内における自転車の利用を課題から魅力へと転換させることに取り組み、私たちのまち尼崎を、自転車の利用において、安全で快適なまち、楽しめるまち、愛されるまちにすることを決意し、自転車のまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、本市における自転車のまちづくりに関し、市、市

民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等の責務を明らかにするとともに、自転車のまちづくりに関する基本的な事項を定めることにより、自転車のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車のまちづくり 全ての市民等が自転車を安全で快適な交通手段として安心して利用することができるまちをつくるため、市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等が自転車の安全適正利用に取り組むとともに、これらの者及び市が協力して、本市の区域内における自転車の利用を本市の魅力とするために必要な活動に取り組むことをいう。
- (2) 市民等 市民（本市の区域内に住所若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。）、本市の区域内に滞在する者及び本市の区域内を通行する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体（教育事業者等及び自転車小売業者等を除く。）をいう。
- (4) 教育事業者等 本市の区域内に存する学校その他の施設において児童等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。以下同じ。）に対する教育の事業を行う者及び児童等に対するスポーツその他の活動の指導を行う団体をいう。
- (5) 自転車小売業者等 本市の区域内で自転車の販売、修理又は貸出しを業として行う者をいう。
- (6) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (7) 自転車の安全適正利用 次に掲げる行為をいう。
 - ア 自転車の利用に関する事故等により自他の生命、身体及び財産に損害を与えないように自転車を利用すること。
 - イ 自転車の盗難その他の自転車に関する犯罪（以下「自転車関連

犯罪」という。)の被害を防止するための対策を講ずること。

ウ 迷惑駐輪(他人に迷惑を及ぼすおそれがある態様で自転車を駐車させることをいう。以下同じ。)その他の他人に迷惑を及ぼすおそれがある態様での自転車の利用をしないこと。

エ 自転車を利用する目的に応じ、必要以上に自転車を利用しないこと。

(市の責務)

第3条 市は、自転車のまちづくりの推進に関する施策(以下「推進施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自転車の安全適正利用について、家族その他の身近な人と共に理解を深め、及びその実践に主体的に取り組むよう努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育事業者等及び自転車小売業者等の責務)

第6条 教育事業者等及び自転車小売業者等は、市が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

2 教育事業者等及び自転車小売業者等は、積極的に自転車のまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

(推進計画)

第7条 市長は、推進施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、自転車に関するまちづくりについて知識経験を有する者、市民その他市長が適当と認める者(以下「学識経験者等」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定したときは、速やかに、これを公表するも

のとする。

4 第2項の規定は推進計画の変更（軽微な変更として市長が認めるものを除く。）について、前項の規定は推進計画の変更について準用する。

5 市長は、推進計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度1回以上、学識経験者等の意見を聴くものとする。

（自転車の安全かつ快適な利用のための環境の整備）

第8条 市は、自転車を安全かつ快適に利用することができるための環境の整備に努めるものとする。

（自転車の安全適正利用に係る指導等）

第9条 市長は、自転車の利用について、道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為又は迷惑駐輪その他の他人に迷惑を及ぼすおそれがある行為をした者、自転車関連犯罪の被害に遭うおそれがある者その他自転車を利用する者に対し、自転車の安全適正利用のために必要な指導を行うことができる。

2 市長は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）の利用について道路交通法その他の交通法規に違反するおそれがある行為（自転車の安全な通行を阻害するおそれがあるものに限る。）をした者に対し、自転車の安全な通行を確保するために必要な指導を行うことができる。

（自転車のまちづくりに関する情報の収集等）

第10条 市は、自転車の安全適正利用に関する情報、自転車の利用による効用に関する情報その他の自転車のまちづくりに関する情報を収集し、並びに市民等、事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等に周知するものとする。

（事業者等による啓発等）

第11条 事業者、教育事業者等及び自転車小売業者等（以下「事業者等」という。）は、その従業員その他の構成員（以下「従業員等」という。）に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

2 事業者等は、その管理する施設（本市の区域内に存するものに限る。）をその顧客その他その従業員等以外の者（以下「顧客等」という。）に利用させる場合は、当該顧客等に迷惑駐輪をさせないために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（教育事業者等による啓発）

第12条 教育事業者等は、その教育し、又は指導する児童等に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（自転車小売業者等による啓発）

第13条 自転車小売業者等は、自転車の販売、修理又は貸出しの相手方に対し、自転車の安全適正利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。

（指導及び助言）

第14条 市長は、第11条から前条までに規定する責務を有する者に対し、当該者が当該責務を果たすために必要な指導及び助言を行うことができる。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。